

北海道札幌手稲高等学校同窓会 活動支援規程

(目的)

第1条 本規程は北海道札幌手稲高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）の
会員相互の親睦を図る活動に対して支援することを目的とする。

I クラス会の開催支援

(支援基準)

第2条 クラス会を開催するに当たり、次の基準に基づき補助を行う。

- 1 補助は、年度内（8月1日～翌年7月31日まで）に1回とする。
- 2 クラス会の開催及び申請・報告の手続きはクラス幹事の責任において行われること。
- 3 10名以上の参加者があること。

(援助事項)

第3条 前条の支援基準を満たすクラス会には、1万円の開催支援金を支給する。

(申請手続き)

第4条 開催日の1ヶ月前までに、次の事項を文書またはFAXで同窓会事務局に
申請する。（所定の申し込み用紙に内容記載）

- ① 会合名
- ② 開催日時及び開催場所
- ③ 申請者（クラス幹事）の氏名および連絡先
- ④ 通知者数
- ⑤ 招待する先生のお名前

(会合の報告義務)

第5条 クラス会を開催した後、代表者は、参加者名簿、支出証拠書及び記念写真を、開催日後30日以内に同窓会事務局に提出しなければならない。

II 同期会の開催支援

(支援基準)

第6条 同期会を開催するに当たり、次の基準に基づき補助を行う。

- 1 補助は、年度内（8月1日～翌年7月31日まで）に1回とする。
- 2 同期会の開催及び申請・報告の手続きはクラス幹事の責任において行われること。
- 3 30名以上の参加者があること。

(援助事項)

第7条 同期会を開催するにあたり、次の援助を行う。

- 1 同期会を開催するに当たり、開催支援金と通信費実費を支給する。
- 2 開催支援金は、次の参加人数に応じて支給する。
 - ① 30人～50人 5万円
 - ② 51人以上 7万円
- 3 通信費は、100,000円を限度として実費を支給する。

(申請手続き)

第8条 開催日の1ヶ月前までに、次の事項を文書またはFAXで同窓会事務局に申請する。(所定の申し込み用紙に内容記載)

- ① 会合名
- ③ 開催日時および開催場所
- ④ 申請者(クラス幹事)の氏名および連絡先
- ④ 通知者数
- ⑤ 招待する先生のお名前

(会合の報告義務)

第9条 同期会を開催した後、代表者は、参加者名簿、支出証拠書及び記念写真を、開催日後30日以内に同窓会事務局に提出しなければならない。

Ⅲ その他

(その他)

第10条 この規程に定められていない事項は、役員会で決定する。

付 則

この規程は、平成23年10月15日より施行する。

この規程は、平成25年10月5日より施行する。

この規程は、令和6年1月19日より施行する。